

沼津市自治会放送施設維持管理費補助金交付要綱

昭和62年11月27日

告示第83号

(趣旨)

第1条 市長は、地区自治会（沼津市地区自治会補助金交付要綱（昭和62年沼津市告示第75号）第2条に定める自治会をいう。以下同じ。）及び地区連合自治会（沼津市地区連合自治会運営費補助金交付要綱（平成10年8月18日市長決裁）第1条に定める地区連合自治会をいう。以下同じ。）において放送施設を維持管理している場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「放送施設」とは、地域住民の周知連絡を密にし、地域コミュニティ活動の向上発展に資するための放送施設で、地区自治会及び地区連合自治会（以下「自治会」という。）が現に維持管理しているものをいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、放送施設一施設に対し、次に定めるところによるものとする。

- (1) 地区自治会（次号の規定により補助金の交付を受ける地区連合自治会を構成する地区自治会を除く。）が維持管理している場合は、年額1万円とする。
- (2) 地区連合自治会が維持管理している場合は、1年につき、当該地区連合自治会を構成する地区自治会の数に、前号に規定する金額を乗じて得た額とする。

(実績報告)

第4条 補助金の交付決定を受けた自治会は、規則第11条の規定にかかわらず、実績報告の手続を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第5条 市長は、規則第12条の規定にかかわらず、補助金の額の確定に関する手続を省略することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

付 則（平成14年10月22日告示第 136号）

この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則（平成23年6月17日告示第 176号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月21日告示第44号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。